

大分県報

平成十八年
号外（六〇）
四月一日
（土曜日）

目次

訓令 甲

大分県事務決裁規程の一部改正 一
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正 五

○訓令 甲

大分県訓令甲第二十二号

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。
地方機関
本庁

平成十八年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

第二条第十号中「観光交流監、地域振興監、景観自然監、国際交流監」を「観光・地域振興監」に、「防災調整監及び県外競技監」を「及び防災調整監」に改め、同条第十一号中「組織規則第四条第五項」の下に、「第五十条の二第三項、第五十条の二の二第三項、第五十条の三第四項、第五十条の四第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条第二項並びに第四項」を加え、「及び主査（総括）」を「主査（総括）、専門研究員（総括）及び主幹研究員（総括）」に改める。

第四条第一項中「県立病院管理局長、」及び「（県立病院管理局総務企画監を含む。以下同じ。）」を削る。

第五条第一項中「社会福祉センター、農林水産研究センター、県立病院及び県立三重病院」を「振興局、社会福祉センター及び農林水産研究センター」に、「県立芸術文化短期大学事務局長、県立看護科学大学事務局長、衛生環境研究センター管理部長、産業科学技術セ

ンター企画管理部長」を「衛生環境研究センター企画・管理担当の班総括、産業科学技術センター企画管理担当の班総括」に、「係長」を「班総括」に改める。
第五条の二第二項中「係長」を「班総括」に改め、同条第三項中「社会福祉センター、農林水産研究センター、県立病院及び県立三重病院」を「振興局、社会福祉センター及び農林水産研究センター」に、「係長」を「班総括」に改める。
第十条第一項の表以外の部分中「宇佐高田県民保健福祉センター」を「宇佐豊後高田県民保健福祉センター」に改め、「県立看護科学大学の学長、県立芸術文化短期大学の学長」を削り、「企画管理部長」を「企画管理担当の班総括」に改め、同項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の次に次のように加える。

振興局に置かれる事務所	振興局		振興局に置かれる事務所
	局長	部長	
	次長	班総括（当該班の所掌に関する事項に限る。）	

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部中

別府県民保健福祉センター	別府県民保健福祉センター		別府県民保健福祉センター
	所長	地域福祉部長	
	所長があらかじめ指定する部長	主務課長	

を

平成十八年四月一日

大分県報号外（訓令甲）

二

宇佐高田 県民保健	別府県民 保健福祉 センター 大分郡保 健支所 日田玖珠 保健福祉 センター 玖珠保健 支所	別府県民 保健福祉 センター 大分地域 福祉課	別府県民 保健福祉 センター 日田地城 福祉室	別府県民 保健福祉 センター 室長	別府県民 保健福祉 センター 室長	別府県民 保健福祉 センター 室長
所長	所長	所長	室長	室長	室長	室長
所長が あらかじめ 指定する 部長	所長が あらかじめ 指定する 支所長	課長	室長が あらかじめ 指定する 職員	室長	室長	室長

に、

産業科学 技術セン ター	衛生環境 研究セン ター	衛生環境 研究セン ター	宇佐豊後 高田県民 保健福祉 センター 豊後高田 保健部	社会福祉 センター	社会福祉 センター	福祉セン ター高田 保健部
センター 長	所長	所長 管理部長 主務課長	所長 副所長 主務課長	所長 副所長 主務課長	所長 主務部長 主務課長	所長 主務部長 主務課長
企画管理部所掌の事務に ついては企画管理部長、 その他の部の所掌事務に ついてはセンター長があ らかじめ指定する部長又 は所長	所長が あらかじめ 指定する 次長	所長が あらかじめ 指定する 部長	所長が あらかじめ 指定する 部長	所長が あらかじめ 指定する 部長	所長が あらかじめ 指定する 部長	所長が あらかじめ 指定する 部長
	所長が あらかじめ 指定する 担当の班総括	主務部長	主務部長	主務部長	主務部長	主務部長
に、	を	を	に改	を	を	を

工科短期 大学校		
	企画管 理部長	企画管 理部長
工科短期 大学校	校長	副校長
	主務課長	

産業科学 技術セン ター		
	センタ ー長	次長
工科短期 大学校	企画管 理担当 の班総 括	センタ ー長があら かじめ指 定する担 当の班総 括又は所 長
	校長	副校長
工科短期 大学校	企画管 理部長	主務班総括（室長を含 む。）

農林水産 研究セン ター		
	センタ ー長	センタ ー長があら かじめ指 定する部 長又は所 長
農林水産 研究セン ター	企画管 理部長	センタ ー長があら かじめ指 定する担 当の班総 括又は所 長
	部長	副部長
農林水産 研究セン ター	企画管 理部長	主務班総括（室長を含 む。）

農林水産 研究セン ター		
	センタ ー長	センタ ー長があら かじめ指 定する部 長又は所 長
農林水産 研究セン ター	企画管 理部長	センタ ー長があら かじめ指 定する担 当の班総 括又は所 長
	部長	副部長
農林水産 研究セン ター	企画管 理部長	主務班総括（室長を含 む。）

を

に

を

豊後大野 管理部長		
	管理部長	管理部長
豊後大野 管理部長	管理部長	副管理部長
	指定する次長又は職員	

め、同部の農林水産研究センター水産試験場の款の所長の項中「研究所の次長」を「所長が
あらかじめ指定する職員」に改め、同部の県立病院の款を次のように改める。

おおいた 国体菊池 事務所	所長	所長があらかじめ指定す る職員		
---------------------	----	--------------------	--	--

第十條第一項の表の知事の権限に属する事務の部の県立三重病院の款を削り、同部のその
他の地方機関の款中「主務係長」を「主務班総括」に改め、同表の出納長の権限に属する事
務の部の地方振興局の款中「地方振興局」を「振興局」に改める。

別表第一の一の表の四の項の項目の欄中、「大分県電磁的記録管理規程（平成十三年大分
県訓令第六号）を「電磁的記録管理規程」を削り、同表の五の項の課長、局長及び室長の
欄第七号中「大分県情報公開・個人情報保護審査会」の下に「（以下この項中「審査会」と
いう。）」を加え、同表の七の項の部長の欄第一号中「条例第四十条ただし書、第六條第一項
第五号」を「条例第四條第二号、第六條第一項第六号」に、「第八條第二項」を「第八條第
二号」に、「以下「審査会」という。」を「以下この項中「審査会」という。」に改め、同
項の課長、局長及び室長の欄第二十一号中「大分県情報公開・個人情報保護審査会」を「審
査会」に改め、同表の十三の項の部長の欄第二十六号を第二十七号とし、第九号から第二
十五号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第八号中「法第六十三條第三項及び第四項」を「法第
六十三條第四項」に改め、同欄中同号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り
下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十五條の七第一項の規定に基づき、仲裁委員による紛争の仲裁を知事に申請する
こと。

別表第一の一の表の十六の項の知事の欄第一号中「に基づき、」の下に「同条第三項第一号
又は第三号の事項を記載した」を加え、同欄第二号中「に基づき、」の下に「前号の事項を記
載した認定」を加え、同項の部長の欄中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の
前に次の二号を加える。

一 法第五條第一項の規定に基づき、同条第三項第二号の事項を記載した地域再生計画を
作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

平成十八年四月一日

大分県報号外（訓令甲）

二 法第七条第一項の規定に基づき、前号の事項を記載した認定地域再生計画を変更し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

別表第一の六の表の需用費の款のその他の項を次のように改める。

その他	―	―	一〇万 円以上	一〇万 円未満	―	―	一六〇 万円以 上
-----	---	---	------------	------------	---	---	-----------------

別表第一の六の表の役務費の款のその他の項を次のように改める。

その他	―	―	一〇万 円以上	一〇万 円未満	―	―	―
-----	---	---	------------	------------	---	---	---

別表第一の七の表の一の部の需用費の款のその他の項を次のように改める。

その他	―	一〇万 円以上	一〇万 円未満	―	―	全額
-----	---	------------	------------	---	---	----

別表第一の七の表の一の部の役務費の款のその他の項を次のように改める。

その他	―	一〇万 円以上	一〇万 円未満	―	五〇万 円以上	五〇万 円未満
-----	---	------------	------------	---	------------	------------

別表第一の七の表の一の部の使用料及び賃借料の款中「及び長期継続契約」を「長期継続契約及びリース契約」に改める。

別表第二の一の表中七の項を八の項とし、同表の六の項中「平成十六年大分県条例第二十五号。」を削り、同項を同表の七の項とし、同表の五の項中「平成十三年大分県条例第四十五号。」を削り、同項の地方機関の長の欄第二十一号中「以下「審査会」という。」を「以下この項中「審査会」という。」に改め、同表中同項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 情報公開 に関する事 務 この項中 大分県情報 公開条例を	一 条例第十一 条第一項及 び第二項の 規定に基づ き、公文書 を公開する 旨又は公 開しない旨 の決定を行 い、請求者 に通知する こと。 二 条例第十 一条第五項 の規定に基 づき、同条 第四項の期 間を延長し 、並び	一 条例第六 条第二項の 規定に基づ き、公開請 求者に公開 請求書の補 正を求める こと。
--	---	---

「条例」、
知事が管理
する公文書
の公開等に
関する規則
を「規則」
という。

に当該延長の期間及び理由を請求者に
通知すること。

三 条例第十一
条第六項の
規定に基づ
き、公文書の
公開決定等
を行う期間を
延長し、その
理由及び残り
の公文書につ
いて公開決定
等をする期限
を請求者に
通知すること。

四 条例第十二
条第一項及び
第二項の規
定に基づき、
第三者に対し
、意見書を
提出する機会
を与えること。

五 条例第十一
条第三項の規
定に基づき、
第三者に対し
、公開決定を
した旨及びそ
の理由並びに
公開を実施す
る日を通知す
ること（条例
第十八条にお
いて準用する
場合を含む。）。

六 条例第十四
条第一項の規
定に基づき、
他の実施機関
に事案を移送
し、その旨を
請求者に通知
すること。

七 条例第十六
条の規定に基
づき、公開決
定等の不服申
立てについて
、大分県情報
公開・個人情報
保護審査会（以
下この項中「
審査会」とい
う。）に諮問
すること。

八 条例第十七
条の規定に基
づき、不服申
立人等に審査
会に諮問した
旨を通知す
ること。

九 条例第十九
条第一項及び
第二項の規
定に基づき、
公文書の公開
に係る苦情を
処理すること。

十 規則第七
条第一項の規
定に基づき、
適当と認める
電磁的記録の
公開の方法を
決定すること。

と。

別表第二の二の表の一の項の地方機関の長の欄第三号を削り、同項の支所分場等の長の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同表の六の項の項目の欄中「大分県庁舎管理規則」を「大分県庁舎等管理規則」に改める。

別表第二の三の表のハ及びニの注の2中「地方振興局、」及び「看護科学大学、県立芸術文化短期大学」を削り、同表のホの注の2中「地方振興局、」及び「看護科学大学、県立芸術文化短期大学」を削り、同表のホの注の4中「輝く地域創出事業費」を「地域活動支援事業費」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十三号

本 庁
大 分 県 教 育 庁
大分県人事委員会事務局
大分県監査事務局
大 分 県 警 察 本 部
大分県労働委員会事務局
大 分 県 議 会 事 務 局
大 分 県 企 業 局
大 分 県 病 院 局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条中「及び企業局」を「企業局及び病院局」に改める。

第三条第五号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「及び大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）第十条第一項」を「大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）第十条第一項及び大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）第九条」に改める。

第五条第一項第一号中「各課の」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四 病院局 総務経営課長及び総務経営課総務人事班総括

第八条第一項の表の教育庁の部の課長の項中「福利厚生監」の下に「安全対策・管理監」を加え、同表の議会事務局の部の大分県事務吏員である総務課長の項を次のように改める。

大分県事務吏員である総務企画監	大分県事務吏員である庶務担当の班総括
-----------------	--------------------

第八条第一項の表に次のように加える。

平成十八年四月一日

病院局	総務経営課長	総務経営課長の指定する班総括
-----	--------	----------------

別表第二の四の表の需用費の部のその他の項を次のように改める。

その他	一〇万 円以上	一〇万 円未満	一六〇 万円以 上
-----	------------	------------	-----------------

別表第二の四の表の役務費の部のその他の項を次のように改める。

その他	一〇万 円以上	一〇万 円未満	一〇万 円以上	一〇万 円未満
-----	------------	------------	------------	------------

別表第二の五の表の需用費の部のその他の項を次のように改める。

その他	一〇万 円以上	一〇万 円未満	一〇万 円以上	一〇万 円未満	全額
-----	------------	------------	------------	------------	----

別表第二の五の表の役務費の部のその他の項を次のように改める。

その他	一〇万 円以上	一〇万 円未満	一〇万 円以上	一〇万 円未満	全額
-----	------------	------------	------------	------------	----

別表第二の五の表の使用料及び賃借料の部中「及び長期継続契約」を「長期継続契約及びリース契約」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県報号外（訓令甲）